

様式の最新化について

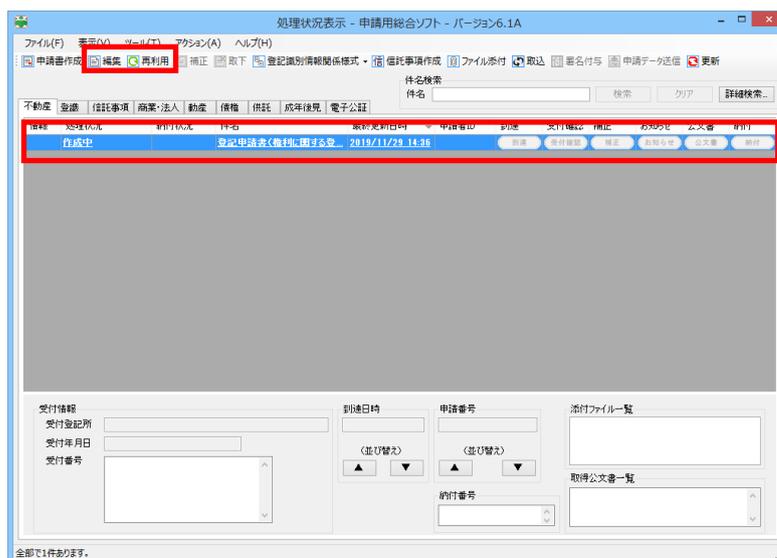
1. 申請書様式の最新化

旧様式で申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

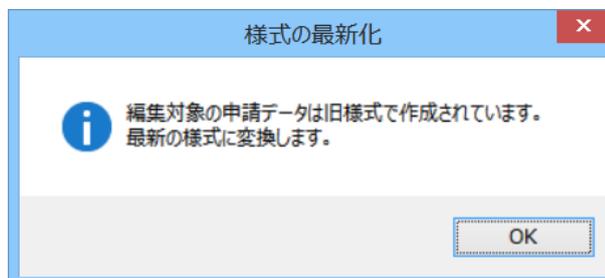
(1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

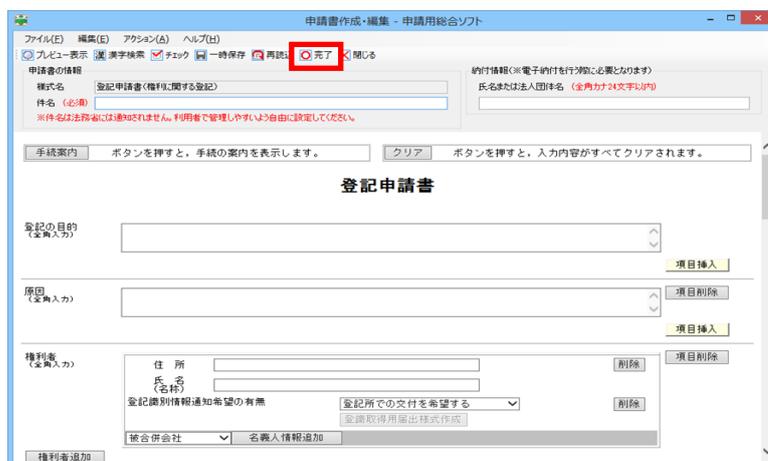
※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



(2) 「様式の最新化」ダイアログが表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



(3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) なお、対象となる様式は、以下のとおりです。

[不動産登記手続]

- ① 登記申請書（表示に関する登記）
- ② 登記嘱託書（表示に関する登記）
- ③ 登記申請書（権利に関する登記）
- ④ 登記嘱託書（権利に関する登記）

[商業・法人登記手続]

- ① 登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社
- ② 登記申請書（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ③ 登記申請書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等
- ④ 登記申請書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑤ 登記申請書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人
- ⑥ 登記嘱託書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社
- ⑦ 登記嘱託書（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ⑧ 登記嘱託書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等
- ⑨ 登記嘱託書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑩ 登記嘱託書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人

※ 様式最新化にあたっての注意事項

(1) 専有部分の建物の「所有者」欄の変更

以下の様式の申請書様式を最新化する場合、入力項目の変更に伴い、旧様式の末尾欄の「所有者」欄に記載されている内容が削除されます。様式の最新化後、「住所」欄及び「氏名」欄等の入力欄に再度入力を行ってください。

[不動産登記手続]

- ・ 登記申請書（表示に関する登記）
- ・ 登記嘱託書（表示に関する登記）

(2) 「抹消すべき登記」欄の変更

以下の様式の申請書様式を最新化する場合、入力項目の変更に伴い、旧様式の「抹消すべき登記」欄に記載されている内容が削除されます。様式の最新化後、「受付年月日」欄及び「受付番号」欄に再度入力を行ってください。

[不動産登記手続]

- ・ 登記申請書（権利に関する登記）
- ・ 登記嘱託書（権利に関する登記）

(3) 「代表者」欄の変更

以下の様式の申請書様式を最新化する場合、入力項目の変更に伴い、旧様式の「代表者」欄の入力していた内容が代表者の「資格」欄に転記されます。様式の最新化後、適宜修正を行って下さい。

[不動産登記手続]

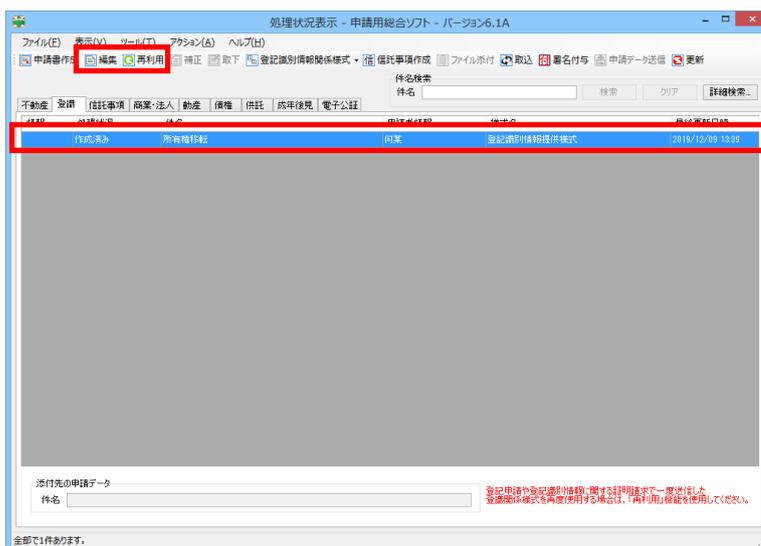
- ・ 登記申請書（表示に関する登記）
- ・ 登記嘱託書（表示に関する登記）
- ・ 登記申請書（権利に関する登記）
- ・ 登記嘱託書（権利に関する登記）

2. 登記識別情報提供様式の最新化

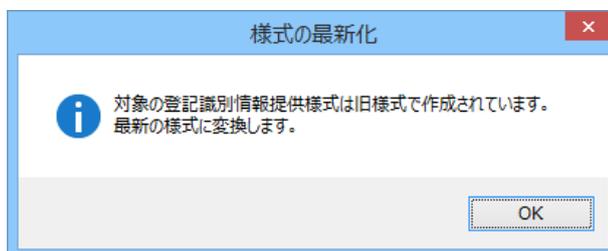
旧様式で登記識別情報提供様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。ただし、電子署名を付与している場合には、「編集」又は「再利用」によって様式を変換することはできません。電子署名を付与している場合は、登記識別情報提供様式を再作成してください。

(1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた登記識別情報提供様式を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。
※ 「編集」は、選択した登記識別情報提供様式に上書き保存されます。「再利用」は選択した登記識別情報提供様式とは別に、新たに登記識別情報提供様式が作成されます。



(2) 「様式の最新化」ダイアログが表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの登記識別情報提供様式に変換します。



(3) 「登記識別情報提供様式作成」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「設定」をクリックします。

